様式７

一般競争入札仕様書等に関する回答書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 6年 　9月 18日

福島県保健福祉部薬務課・地域医療課

|  |  |
| --- | --- |
| 公告日 | 　令和　６年　９月　５日　　 |
| 業　務　名 | 　福島県電子処方箋の活用・普及促進事業事務局運営業務　 |
| 質　　問　　事　　項 |
| **（１）仕様書「６　業務委託内容(4)主な業務内容」に関する質問**■「ア　補助金に関する施設等からの問い合わせ対応」①お問い合わせに対するFAQは提供していただけますか。②お電話の問い合わせ対応時間は、8時30分から17時00分でそれ以降は受電を受けつけないという理解でよろしいでしょうか。■「イ　補助金の申請書兼実績報告書の受付」申請書（郵便物）は事務局が設置される場所に直接届きますか、受託者側が集荷場まで取りに行く必要がありますか。■「ウ　補助金の申請書兼実績報告書の審査」①申請書に不備、添付書類の不足があった場合、申請者に対しての案内は、不備通知書など郵送することになりますか、架電のみでの対応になりますか。また、郵送で案内する場合、返信用封筒は受託者側で準備する必要がありますか。②申請書の不備や添付書類の不足があった場合、当該書類は全て郵送で提出させることになりますか。FAXやメールでの受付は不可ですか。■「オ　補助金の交付決定及び支払いに関する事務処理　③指令書の送付」①発送方法は郵便限定ですか。FAXやメールなど郵便以外の方法も可能でしょうか。②郵便限定の場合、切手以外の方法（後納や宅配便）は可能でしょうか。また必ず追跡できるようにする必要がありますか。③発送用の封筒は受託者側で準備する必要がありますか。準備が必要な場合、封筒の大きさに指定はありますか（折り曲げ禁止などの指定はありますか）。■「カ　募集期間終了前の申請書提出の催促」申請書提出の催促とは、未提出者に対して行うという認識でしょうか。また催促の手法としては、郵便での勧奨通知の発送、または架電での案内などを想定されていますか。**（２）仕様書「７　機器及び物品等」に関する質問**■「（２）オ　その他事務局運営に必要と認められるもの」具体的にどのようなものを想定されていますか。**（３）その他**■申請者の台帳について申請者（支払基金から交付決定を受けているもの）の台帳を共有していただくことは可能でしょうか。申請書の審査（法人名、住所、氏名等の突合作業）、指令書の郵送などを行う際の宛名の確認などに使用する想定です。■受付期間について国（支払基金）の申請期間は以下のとおりになっています（支払基金のHPから抜粋）。＜電子処方箋管理サービス（令和4年度からの実施分）の場合＞令和7年3月31日まで完了させ、令和7年9月30日までに申請されたものが、補助金交付の対象＜電子処方箋管理サービス新機能（機能拡充）の場合＞令和6年11月30日までに完了させ、令和6年12月31日までに申請されたものが、補助金交付の対象県のHPには受付期間として「（※予定）令和6年10月1日（火曜日）から令和7年1月末まで」と記載されており、国（支払基金）の申請期間の方が広く設定されています。県の受付期間内に国（支払基金）から交付決定を受けていない場合は、補助対象外となるという理解でよろしいでしょうか。■研修について9/24から研修を行う想定です。スタッフの業務理解をより深めるために、ご担当者様から概要説明などをしていただくことは可能でしょうか。 |
|  回　　答　　事　　項 |
| **（１）仕様書「６　業務委託内容(4)主な業務内容」に関する質問**■「ア　補助金に関する施設等からの問い合わせ対応」①　現時点でＦＡＱの作成は考えておりません。②　お見込みのとおり。仕様書の「６　業務委託内容」記載のとおり、事務局の開設時間は８時３０分から１７時００分となっておりますので、受電対応も同時間内の対応となります。■「イ　補助金の申請書兼実績報告書の受付」申請書（郵便物）は集荷場まで取りに行く必要はありませんが、事務局に直接届きませんので、薬務課の執務室まで取りに来ていただく必要があります。■「ウ　補助金の申請書兼実績報告書の審査」①　現時点で不備通知を発送することを想定しておりませんので、架電や電子メールで対応をお願いします。②不備や不足書類については、必要に応じて、郵送、電子メールで提出させてください。なお、ＦＡＸは想定しておりません。■「オ　補助金の交付決定及び支払いに関する事務処理　③指令書の送付」①指令書の発送は必ず郵送としてください。②後納郵便による対応は可能ですが、宅配便は想定しておりません。また、追跡は必要ありません。③発送用の封筒は受託者にて準備願います。なお、折り曲げ等の制約はないため、長形３号封筒にて郵送願います。■「カ　募集期間終了前の申請書提出の催促」本事業は交付申請兼実績報告となりますので、想定される催促は、申請後の交付申請兼実績報告書類一式において不備がある場合のみとなります。したがって、未提出者に対する催促は想定しておりません。なお、催促の方法につきましては、必要に応じて電子メールや架電等で対応願います。**（２）仕様書「７　機器及び物品等」に関する質問**■「（２）オ　その他事務局運営に必要と認められるもの」仕様書「７　機器及び物品等」におけるア～エ以外で受託者が事務局設置において必要と判断した機器及び物品等を想定しております。**（３）その他**■申請者の台帳について現在、国（支払基金）より共有されている台帳等はありません。■受付期間についてお見込みのとおり。要綱第３条（交付申請及び実績報告）において、基金が交付する「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」の写しを期日までに提出するものと定めております。■研修について契約後、受託者と協議の上、対応します。 |
|